

図書館利用規定

1. 本校の図書館は、在校生及び職員が利用できる。ただし、その目的を達成するのに支障のない限度において、PTA 会員及び地域の人達が利用することができる。
 2. 開館日 土曜・日曜・祭日・生徒の休業日等を除く毎日。
ただし、長期休業中は特別に開館日を設ける。
 3. 開館時間平日始業時~午後 4 時 50 分
 4. 閲覧規定
 - (1) 借りるときは、必ず所定の手続きをとること。
 - (2) 禁帯出書(雑誌も含む)は館内だけで閲覧すること。
 - (3) 辞書等の貸出しは、教師の指示によりクラスで一括して責任者が申し出て許可を得ること。
 - (4) 入館時「手洗い」の励行。
 - (5) 図書館内では静粛を保ち、雑談の場とならないようにすること。
 - (6) 本・雑誌や机・椅子を正しい位置に戻してから退館すること。
 - (7) 図書館での飲食は厳禁する。
 - (8) 自習時間に図書館を利用する場合はクラス単位とする。
 - (9) 授業、LHR などで使用する場合は事前に係に連絡して許可を得ること。
 - (10) 図書館を部活動や会合に利用することは認めない。ただし、やむをえない場合は除く。
 5. 貸出
 - (1) 開館中は常時貸出す。
貸出冊数 1 人 5 冊までとする。
貸出期間 2 週間以内とする。
ただし、係に申し出れば、もう 2 週間の延長を認める。
 - (2) 夏休み、冬休みは特別貸出を行う。
 - (3) 禁帯出図書、雑誌、新聞等は原則として館外貸出しをしないが、係の許可があれば放課後から翌朝まで借りることができる。
 6. 延滞による利用停止
返却期間を過ぎた場合は、返却の督促を行い、これが再々にわたる場合、一定期間貸出しを停止することがある。
 7. 利用中の管理責任
汚損・破損・紛失の場合は、相当額を弁償させることがある。
- 昭和 51 年 9 月 6 日制定

令和元年 10 月 21 日改正